

セントケアには働くあなたに安心を提供する制度があります。

セントケアグループオリジナル制度

「長期所得補償制度」

「長期所得補償制度」とは...



病気やケガにより長期間にわたって働けなくなった場合、
その所得の一部を補償する

セントケアオリジナルの福利厚生制度です。



長期所得補償制度の補償内容

・補償内容

病気やけがで長期間にわたり働くことができなくなってしまった時に

「毎月のお給料の**30%**を
最長**60歳**まで補償します。」

・契約社員も補償します

正社員はもとより社会保険に加入する
契約社員(勤続1年以上)もカバーされます。

・保険料の負担なし

保険料は会社が全額負担します。

さらに団体割引がかかった特別価格で
補償内容を充実できる、任意上乗せ
プランも用意しています！

＜任意上乗せ加入制度＞

毎月のお給料の**最高100%**を
最長**60歳**まで補償します。

より充実した補償を
ご希望の方も対応可能

詳細は入社時にご確認ください。



お問合せはこちらまで
セントケア和歌山株式会社
TEL : 073-448-2811 担当 : 武田